

「地震」のときの命を守る安全行動 シェイクアウト訓練で身につけよう！

募集

地震が発生したときの安全確保は、命に関わる大切なものです。いざというときに素早く対処できるよう、シェイクアウト訓練*に参加して「自らの命は自ら守る」ための行動を身につけましょう。

*アメリカ発祥の防災訓練。「地震の揺れに備えろ！」の意。

時 3月10日(金)午前10時開始

場 市内全域

対 市内在住、在勤、在学の人、市内の学校、企業、団体、自治会など

内 申込みの上、次の訓練①・②を実施してください。

▶訓練①（必ず実施してください）

- ・午前10時の同報無線（声の広報）・市民メールの合図で訓練を開始。
- ・地震による揺れを感じたという想定で、その場で約1分間、安全行動の1-2-3を行動する。
 1. DROP（まず低く）
 2. COVER（頭を守り）
 3. HOLD-ON（動かない）



▶訓練②（実施は任意です）

訓練①の安全行動の後、「避難」「安否確認」「情報収集・伝達」「救助」「備蓄の確認」などを実施

申・問 3月9日(木)午後5時までに「名前（団体名）、参加人数、訓練②の実施内容」を危機管理課（☎983・2650、FAX 981・7720、kiki@city.mishima.shizuoka.jp）

※市ホームページからも申込み可。「三島市シェイクアウト」で検索



ガーデンシティみしま "みどり"を生活に取り入れませんか？

情報

①みどりの贈りもの

結婚・出産・小学校入学・住宅購入などの記念に、苗木を配布しています。

苗木の種類 ミシマザクラ、イチョウ、キンモクセイ、シマトネリコ、オリーブなど9種類の中から1本

配布時期 3～7月、10～11月の毎週水曜日午前10時～午後3時※祝日除く

配布場所 みどり育苗センター（初音台24・13）

引換券 配布にあたっては、水と緑の課、市民課、保健センター、北上文化プラザ、中郷文化プラザ、坂公民館で引換券の交付を受けてください。

②生け垣用の苗木を無償配布

騒音を和らげ、彩りを与えてくれる「生け垣」を自宅に作ってみませんか。倒壊の危険がなく、地震対策にもなります。

苗木の種類 アベリア・イヌマキ・ウバメガシ・カイ

ツカイブキ・キンメツグなど13種類から選択

配布本数 1mあたり3本以内（5m以上で20mを限度）

配布時期 3月・6月・10月

配布対象 自宅敷地内で、道路・歩道に面した場所を含む隣接地との境に植栽できる人

配布場所 みどり育苗センター（初音台24・13）

申請方法 各配布月の前月末日までに（窓口や市ホームページで入手可）を水と緑の課へ提出

③不要木バンク

不要木バンクは、家庭で不要となった樹木の情報をインターネットでほしい人に提供するサービスです。

※登録情報は、市ホームページや水と緑の課で閲覧可

登録対象 市内にある樹木※移植は受取者が実施

登録方法 水と緑の課へ連絡※現地調査を実施

問①～③ともに水と緑の課（☎983・2643）

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象

定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

図書館からのお知らせ

休館日

- 本館 2月6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)、28日(火)
- 中郷分館 1月30日(月)～2月2日(休) (図書特別整理期間)、6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)、28日(火)

おはなし会

絵本の読み聞かせや、紙芝居などを楽しみましょう。

- 本館
 - 時 2～3歳：1日(休)、8日(休)、15日(休)、22日(休) 午前10時30分～10時50分、4歳以上：19日(日) 午前10時30分～11時
 - 場 児童おはなしコーナー
- 中郷分館
 - 時 3～5歳程度：8日(休)、15日(休)、22日(休) 午後4時～4時30分
 - 場 中郷分館おはなしコーナー

企画展示「三島市出身の画家 村上豊」

市内出身の画家 村上豊さんは、歴史小説の挿絵、絵本などを多く手がけ、菊池寛賞をはじめ国内で数多くの賞を受賞しています。図書館では、出版された画集や絵本などを展示し紹介しています。

期 5月30日(火)まで

場 本館1階ふるさと文学者コーナー



◀ユーモラスな表情にも注目

問 図書館 (☎ 983・0880)、中郷分館 (☎ 982・5102)

高さ10mを超える建築物(マンションなど)の建設にあたり、建築主による説明会が義務付けられました

中高層建築物の建築計画で、日影や風害、電波障害などを心配する声が聞かれます。また、説明会が無いと、計画が不透明なことから不安を感じたり、開発事業者や建築主への不信感につながることもあります。

そこで、今回の「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の改正(平成29年1月1日施行)では、建築主が建築確認申請などを行う前に、説明会を開催するよう義務付けられました。

「建築計画のお知らせ」標識の設置

次の①、②の中高層建築物について、標識による建築計画の事前公開が義務付けられており、建築確認申請などを行う45日前まで(①、②とも高さが15mを超える場合は60日前まで)に設置する必要があります。

①住居系区域内にある高さ10mを超える建築物

住居系区域とは、用途地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域または

市街化調整区域のことです。

②非住居系区域内にある高さ15mを超える建築物

非住居系区域とは、用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域のことです。

住民説明会の開催

建築主、設計者、工事監理者、工事施工者は、建築確認申請などを行う30日前まで(①、②とも高さが15mを超える場合は45日前まで)に、近隣の住民に対して説明会を開催しなければなりません。また、説明会には建築主の出席が義務付けられています。

紛争の調整

建築主などと地域住民の間で紛争が起こり、自主的に解決できなかった場合には、市に紛争調整(あっせん、調停)の申し出ができます。

問 都市計画課 (☎ 983・2631)